

大区画化等加速化支援事業の留意点 (事業を実施する皆様へ)

大区画化等加速化支援事業は、国費定額助成の事業です。適切に実施されない場合は、助成できない、また助成金を返還していただくこともありますので、以下内容をご一読のうえ、事業の実施をお願いします。

○要望について

- ・ 要望は、原則、実施年度の前年度8月末までに入力をお願いします。
- ・ 協議会事務局にて要望内容を確認したうえで助成額をお示しします。
- ・ 予算の都合等により、希望に沿えない場合があります。ご了承ください。

○助成額について

- ・ 定額助成のため、助成額で不足する部分は事業実施者(農業者等)の負担となります。
- ・ ほ場高低差等の条件によって助成単価が異なります。

○申請等の手続きについて

- ・ 地区採択申請等が無い場合は助成できません。「手続きの流れ」をご確認ください。
- ・ 助成金は、原則、現場完了後、実績報告等が提出された後に支払います。

○実績書類(実際に要した費用)の整理について

○現場写真について

- ・ 施行前、施工中、施工完了後の写真を実績報告書類として提出していただく必要があります。
- ・ 工種毎に定点で撮影してください。(例えば、畦畔除去と排水柵更新を行う場合は、どちらも撮影が必要です。) 特に「施工中」の写真撮影を忘れずにお願いします。

○工事業者等への外注について

- ・ 事業の一部又は全部を工事業者等へ外注することが可能です。
- ・ 外注する場合は、複数者から見積を徴収してください。見積書類は保管してください。
- ・ 見積徴収する際、「契約に係る指名停止等に関する申立書」を提出させるようお願いします。

○地権者との調整について

- ・ 地権者との調整は実施者(農業者)でお願いします。
- ・ 原則、前年度までに調整を済ませていただきますようお願いいたします。